

1 公害防止管理者制度について

(1) 制度の目的

公害防止管理者制度は、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により定められています。

特定工場を設置している事業者に対し、自主的な公害防止組織の設置を義務づけることにより、各種生産活動に伴う公害発生の未然防止を目的としています。

本法に定める特定工場にあっては、公害防止統括者、公害防止管理者等の選任・届出を行うことが必要です。

(2) 特定工場とは

公害防止管理者等を選任しなければならない「特定工場」とは、

1 製造業 2 電気供給業 3 ガス供給業 4 熱供給業
のいずれかの業種で、下表の施設を設置する工場です。

*原則として、日本標準産業分類による。

参照：総務省統計局ホームページ <http://www.stat.go.jp/data/roudou/sangyo.html>

特定施設名	公害防止管理者を設置する必要がある特定工場
ばい煙発生施設	大気汚染防止法施行令別表第1の (同表13項の施設(廃棄物焼却炉)を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書きの附属施設に設置されるものを含む。) ① 9項に掲げる施設(硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪 ^{けい} 弗 ^ふ 化ナトリウム、酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。) ② 14項から26項までに掲げる施設 のいずれかが設置されている工場 ⇒①、②の詳細については、資料1を参照下さい。 ③ ①と②以外の工場で、排出ガス(湿り)量(複数ある場合は、各施設の最大量の合計)が1時間あたり1万Nm ³ 以上のもの。
汚水等排出施設	水質汚濁防止法施行令別表第1の 第2号から第59号、第61号から第63号、第63号の3、第64号、第65号から第66号の2、第71号の5、第71号の6に掲げる施設のうち(同表第62号の施設で鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されるものを除く。)、 ① 同法施行令別表第1の第19号、第22号、第23号の2、第24号から第29号、第31号から第34号、第37号、第41号、第43号、第46号から第48号、第50号、第51号、第53号、第58号、第61号から第63号、第63号の3、第64号、第65号から第66号、第71号の5、第71号の6のいずれかが設置されている工場で排水を排出しているもの又は特定地下浸透水を浸透させているもの。 ⇒①の詳細については、資料2を参照下さい。 ② ①以外の工場で排水量(1日あたりの平均的な排水量)が1,000m ³ 以上のもの。

特定施設名	公害防止管理者を設置する必要がある特定工場
特定粉じん発生施設	<p>大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる(これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書きの附属施設に設置されるものを含む。)</p> <p>①解綿用機械 (原動機の定格出力が3.7キロワット以上)</p> <p>②混合機 (")</p> <p>③紡織用機械 (")</p> <p>④切断機 (原動機の定格出力が2.2キロワット以上)</p> <p>⑤研磨機 (")</p> <p>⑥切削用機械 (")</p> <p>⑦破碎機及び磨砕機 (")</p> <p>⑧プレス(剪断加工用のものに限る。)(")</p> <p>⑨穿孔機 (")</p> <p>のいずれかが設置されている工場</p> <p>*石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。</p>
一般粉じん発生施設	<p>大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる(これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項のただし書きの附属施設に設置されるものを含む。)</p> <p>①コークス炉 (原料処理能力1日あたり50トン以上)</p> <p>②鉱物*1又は土石の堆積物(面積が1,000m²以上)</p> <p>③ベルトコンベア及びバケットコンベア*2 (ベルト幅が75cm以上か、又はバケット内容積が0.03m³以上)</p> <p>④破碎機及び磨砕機*3 (原動機の定格出力が75キロワット以上)</p> <p>⑤ふるい*3 (原動機の定格出力が15キロワット以上)</p> <p>のいずれかが設置されている工場</p> <p>*1 コークスを含み、石綿を除く。 *2 鉱物*1, 土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。 *3 鉱物*1, 岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。</p>
騒音発生施設	<p>騒音規制法第3条第1項により指定された地域内にあり、</p> <p>①機械プレス (呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。)</p> <p>②鍛造機 (落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。)</p> <p>のいずれかが設置されている工場</p>
振動発生施設	<p>振動規制法第3条第1項により指定された地域内にあり、</p> <p>①液圧プレス (矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上のものに限る。)</p> <p>②機械プレス (呼び加圧能力980キロニュートン以上のものに限る。)</p> <p>③鍛造機 (落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。)</p> <p>のいずれかが設置されている工場</p>

特定施設名	公害防止管理者を設置する必要がある特定工場
ダイオキシン類発生施設	<p>ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の</p> <p>【大気関係】</p> <p>①焼結鉱(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉で、原料の処理能力が1時間あたり1トン以上のもの</p> <p>②製鋼の用に供する電気炉(鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)で、変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの</p> <p>③亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんで、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉で、原料の処理能力が1時間あたり0.5トン以上のもの</p> <p>④アルミニウム合金の製造〔原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。〕の用に供する焙焼炉、溶解炉、乾燥炉のうち、焙焼炉と乾燥炉にあっては原料の処理能力が1時間あたり0.5トン以上のもの、溶解炉にあっては容量が1トン以上のもの</p> <p>【水質関係】</p> <p>①硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設</p> <p>②カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設</p> <p>③硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設</p> <p>④アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設</p> <p>⑤担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設</p> <p>⑥塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設</p> <p>⑦カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設</p> <p>⑧クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設、廃ガス洗浄施設</p> <p>⑨4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設</p> <p>⑩2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、廃ガス洗浄施設</p> <p>⑪8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ [3・2-b:3'・2'-m] トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット)の製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設</p> <p>⑫アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設</p> <p>⑬亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設</p> <p>⑭担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設</p>

(3) 公害防止組織の体制

公害防止統括者
代理人

- ・ 特定工場における公害防止対策の総括責任者。
- ・ 工場全体の最高責任者（工場長等）が適任です。
- ・ 特に資格を要しません。代理人もこれに準じます。
- ・ 常時使用する従業員が21名以上の工場において選任します。

公害防止主任管理者
代理人

- ・ 公害防止統括者の補佐，各分野の公害防止管理者の指揮。
- ・ ばい煙発生施設と汚水等排出施設をともに設置している工場で，排出ガス量1時間あたり4万Nm³以上，かつ排出水量が1日あたり1万m³以上である場合，選任が必要です。
- ・ 主任管理者の資格が必要です。代理人もこれに準じます。

(参考)

大気関係公害防止管理者と水質関係公害防止管理者の両者間の調整を行う必要がなく，ばい煙及び汚水等を確実に処理できるものとして，両公害防止管理者を同一人が兼務している場合や，ばい煙の処理工程と汚水等の処理工程がそれぞれ互いに独立している場合には，公害防止主任管理者の選任を免除できます。

公害防止管理者
代理人

- ・ 公害防止対策の技術的事項の管理を行います。
- ・ 大気，水質，特定粉じん，一般粉じん，騒音，振動，ダイオキシン類の各分野において，一定の資格を有するものが選任されます。代理人もこれに準じます。

(4) 兼務の可否について

1 法で兼務が禁止されているのは次のような場合です。

- ① 2以上の工場における公害防止主任管理者（代理人）の兼務
- ② 2以上の工場における公害防止管理者（代理人）の兼務
ただし，②の場合には，特例が認められています。（下記2のとおり）

2 公害防止管理者の複数の工場における兼務可能要件の追加（平成17年4月1日～）

次に掲げるものであって，2以上の工場の公害防止業務に係る指揮命令系統が明確化されており，かつ実態上も公害防止業務を行い得る場合は兼務ができます。

- ① 同一社ではあるが，同一敷地内でない複数の工場において，同一人を選任する場合
- ② 親子会社等の関係にあるものが同一敷地内に設置する複数の工場において，同一人を選任する場合
- ③ 事業協同組合等の組合員が共同で公害防止業務を行う際に，同一人を選任する場合
- ④ 近隣の同業種の中小企業者が共同で公害防止業務を行う際に，同一人を選任する場合

(5) 公害防止統括者等の職務

【公害防止統括者（代理者）の職務】

- ・ 特定施設の使用方法の監視
- ・ ばい煙・汚水・特定粉じん・一般粉じんの処理施設及び附属施設の維持管理
- ・ ばい煙・汚水・特定粉じん・ダイオキシン類の量の測定・記録
- ・ 事故発生，その他緊急時の対応措置

【公害防止管理者（代理者）の職務】

（大気関係）

- ・ 使用する燃料・原材料の検査
- ・ ばい煙発生施設の点検
- ・ ばい煙処理施設の操作・点検・補修
- ・ ばい煙量，ばい煙濃度の測定・記録
- ・ 測定機器の点検・補修
- ・ 事故時における応急の措置の実施
- ・ 緊急時におけるばい煙量等の減少，ばい煙発生施設の使用制限その他必要措置の実施

（水質関係）

- ・ 使用する原材料の検査
- ・ 汚水等排出施設の点検
- ・ 汚水等処理施設の操作・点検・補修
- ・ 排水水または特定地下浸透水の汚染状態の測定・記録
- ・ 測定機器の点検・補修
- ・ 事故時における応急の措置の実施
- ・ 緊急時における排水の量の減少その他必要な措置の実施

（特定粉じん関係）

- ・ 使用する原材料の検査
- ・ 特定粉じん発生施設の点検
- ・ 特定粉じん処理施設の操作・点検・補修
- ・ 特定粉じんの濃度の測定・記録
- ・ 測定機器の点検・補修

（一般粉じん関係）

- ・ 使用する原材料の検査
- ・ 一般粉じん発生施設の点検
- ・ 一般粉じん処理施設の操作・点検・補修

（騒音・振動関係）

- ・ 騒音・振動発生施設の配置の改善
- ・ 騒音・振動発生施設の点検
- ・ 騒音・振動発生施設の操作の改善
- ・ 騒音・振動の発生を防止するための施設の操作・点検・補修

（ダイオキシン類関係）

- ・ 使用する燃料・原材料の検査
- ・ ダイオキシン類発生施設の点検
- ・ 排出ガス・排水処理施設の操作・点検・補修
- ・ 排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類の量の測定・記録
- ・ 測定機器の点検・補修
- ・ 事故時における応急の措置の実施
- ・ 緊急時における排出量の減少その他必要な措置の実施

(6) 施設ごとに必要な資格者一覧

施設の種類及び規模		必要とする資格	対応可能な資格者
ばい煙発生施設	1 <u>有害物質発生施設</u> で、排出ガス量が1時間あたり4万Nm ³ 以上 ↓ 「(2)の特定工場とは」項「ばい煙発生施設」欄①、②に該当する施設 * 詳細については、資料1「大気汚染防止法施行令別表第1」を参照下さい。	大気関係第1種	大気関係第1種有資格者
	2 <u>有害物質発生施設</u> で排出ガス量が1時間あたり4万Nm ³ 未満 * 排出ガス量が1時間あたり1万Nm ³ 未満も法の対象	大気関係第2種	大気関係第1または第2種有資格者
	3 1, 2以外の施設で、排出ガス量が1時間あたり4万Nm ³ 以上	大気関係第3種	大気関係第1または第3種有資格者
	4 1, 2以外の施設で、排出ガス量が1時間あたり4万Nm ³ 未満 * 排出ガス量が1時間あたり1万Nm ³ 未満は法の対象外	大気関係第4種	大気関係第1～4種有資格者
汚水等排出施設	1 <u>有害物質発生施設</u> で、排出水量が1日あたり1万m ³ 以上 ↓ 「(2)の特定工場とは」項「汚水等排出施設」欄①に該当する施設 * 詳細については、資料2「水質汚濁防止法施行令別表第1」を参照下さい。	水質関係第1種	水質関係第1種有資格者
	2 <u>有害物質発生施設</u> で、排出水量が1日あたり1万m ³ 未満 又は特定地下浸透水を浸透させている工場 * 排出水量が1日あたり1,000m ³ 未満も法の対象	水質関係第2種	水質関係第1または第2種有資格者
	3 1, 2以外の施設で、排出水量が1日あたり1万m ³ 以上	水質関係第3種	水質関係第1または第3種有資格者
	4 1, 2以外の施設で、排出水量が1日あたり1万m ³ 未満 * 排出水量が1日あたり1,000m ³ 未満は法の対象外	水質関係第4種	水質関係第1～4種有資格者
特定生粉施し設 ん	(2)の特定工場すべて	特定粉じん関係	特定粉じん関係有資格者または大気関係第1～4種有資格者
一般生粉施し設 ん	(2)の特定工場すべて	一般粉じん関係	一般粉じん関係有資格者または大気関係第1～4種有資格者または特定粉じん関係
騒音生・施 振設 動	(2)の特定工場すべて	騒音・振動関係	騒音・振動関係有資格者 平成17年度以前に取得された騒音関係有資格者は騒音のみ、振動関係有資格者は振動のみの業務に従事します。
ダ 類 イ 発 オ 生 キ 施 シ 設 ン	(2)の特定工場すべて	ダイオキシン類関係	ダイオキシン類関係
ばい煙発生施設と汚水等排出施設をともに設置している工場 で排出ガス量が1時間あたり4万Nm ³ 以上、かつ排出水量が1日 あたり1万m ³ 以上		公害防止主任管 理者	公害防止主任管 理者有資格者または 大気関係第1種・ 第3種有資格者で、 かつ水質関係第1 種・第3種有資格 者である者

(7) 届出手続き

①届出に必要な様式・届出期限

	届出事項	届出書	届出期限
選 任	公害防止統括者 及び代理者	様式第一 添付書類不要	選任した日から30日以内
	公害防止主任管理者 及び代理者	様式第三 資格を証明するもの(下記のいずれかを添付) ・国家試験の合格証書の写し ・資格認定講習の修了証書の写し	選任した日から30日以内
	公害防止管理者 及び代理者	様式第二及び様式第二別紙 資格を証明するもの(下記のいずれかを添付) ・国家試験の合格証書の写し ・資格認定講習の修了証書の写し	選任した日から30日以内
死 亡 ・ 解 任	公害防止統括者 及び代理者	様式第一 添付書類不要	解任した日から30日以内
	公害防止主任管理者 及び代理者	様式第三 添付書類不要	解任した日から30日以内
	公害防止管理者 及び代理者	様式第二及び様式第二別紙 添付書類不要	解任した日から30日以内
承 継	様式第三の二 添付書類(下記のいずれかを添付) ・法人の登記簿謄本 ・様式第三の三による相続同意証明書と戸籍謄本 ・様式第三の四による相続証明書と戸籍謄本		遅滞なく

②届出様式

各届出の様式は、本県ホームページからダウンロードできますので、御利用下さい。
(一太郎、ワード、PDFの各形式)

③届出部数

2部(正本1部、写し1部)

④届出先

施 設 の 種 類	届 出 先
騒音規制法・振動規制法の特定施設のみ	各市町村の環境担当課
上記以外の場合 (騒音規制法・振動規制法の特定施設が他の特定施設と併設の場合を含む。)	鹿児島市内の特定工場→鹿児島市 (環境保全課) 鹿児島市以外の特定工場→鹿児島県 (環境保全課)

(8) 提出先及び問い合わせ先

・鹿児島県環境保全課環境管理係
〒 890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
TEL 099(286)2624, FAX 099(286)5548

・鹿児島市環境保全課環境保全係
〒 892-8677 鹿児島市山下町11-1
TEL 099(216)1297, FAX 099(216)1292